

2011年(平成23年)

3月26日発行

号 外

広報

浦安市

うらやす

統一地方選挙

発行／浦安市
所在／〒279-8501 千葉県浦安市猫実
一丁目1番1号
編集／市長公室広聴広報課
☎047-351-1111(代表)
http://www.city.urayasu.chiba.jp

市民不在で統一選？



浦安市は、3月11日に起こった東北地方太平洋沖地震の影響で、甚大な被害を受けました。特に、中町・新町地域は、液状化現象が随所で発生し、水道、下水道、ガスなどに大打撃を受け、災害救助法の適用地域に認定されました。

余震も続くなか、被災地にお住まいの皆さんはいまだ、水道が通っていないかったり、道路の液状化で生じた泥の処理に追われたりと、気の安まらない日々を送っています。さらに、被災地にも関わらず、東京電力株式会社による計画停電が行われ、多くの市民の皆さんは、不安を募らせていると思います。

現在は、建設業協力会や、近隣市、そして、たくさんボランティアの方などに協力をいただきながら、全力で復旧活動に取り組んでいます。

このような状況ですが、県議会議員選挙を4月10日(日)、市議会議員選挙を4月24日(日)に行う統一地方選挙が予定されています。浦安市は、被災地として、適正・公正な選挙を執行することが、この時期は難しいと判断し、総務大臣と千葉県選挙管理委員会に、選挙期日の延期を要請しました。

今回は、市民の皆さんの心情などを考慮した選挙の執行を目指す市の考え方と現状についてお知らせします。

【問】選挙管理委員会

選挙期日の延期を要請



3月23日に行った記者会見の様子
(右から長野委員長、松崎市長、上野会長)

3月23日に行った
記者会見でのコメント

市長 松崎秀樹

選挙は選挙事務ができるかどうかだけではなく、有権者が適正な判断ができ、立候補者が適正に選挙活動を行える必要があります。選挙の適正な執行と選挙事務の適正な執行とは、まったく意味が違っています。市の現状から、統一地方選挙を執行する状況にないと判断しました。仮に選挙を執行したとしても、この選挙自体の有効性を有権者からも立候補者からも問われる可能性があります。

市民がスコップを持って土砂をかき出している中で、職員に選挙事務をさせるのは理解を得られないし、市の防災無線が流れているなかで、選挙カーで選挙活動を行うことも理解を得られません。

市は、選挙をしないのではなく、今の日程では、したくてもできないのだという事を理解してほしいだけです。もちろん選挙ができる状況になったら執行します。

選挙管理委員会 長野委員長

市では、未曾有の大地震に見舞われ、液状化現象の被害を大きく受け、非常に地盤の悪い中、現在、懸命に復旧作業を行っています。

市選挙管理委員会としては、当然、選挙執行のために全力を尽くすものですが、このような災害の中では、適正かつ公正な選挙はできないという判断に至りました。

自治会連合会 上野会長

市民は非常に疲れています。震災から2週間以上経過しますが、まだ、水道、下水道、ガス、計画停電で、四重苦を強いられている世帯がたくさんあります。このような中で、「選挙」というのはピンときません。市民不在で事が進んでいることについて、非常に憤りを感じています。

このような状況のなかで、選挙を行うこと自体が間違っています。適正な時期があるはずです。今はその時期ではありません。わたしたちは有権者です。もっとわたしたちの声を聞くべきです。

これまでの経緯

3月21日

- 「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」（下記参照。以下、統一地方選延期特例法）第1条第1項の規定による選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村としての指定を求める要望書を、総務大臣、千葉県選挙管理委員会委員長、総務大臣政務官（2名）、総務省自治行政局選挙部長に提出

3月22日

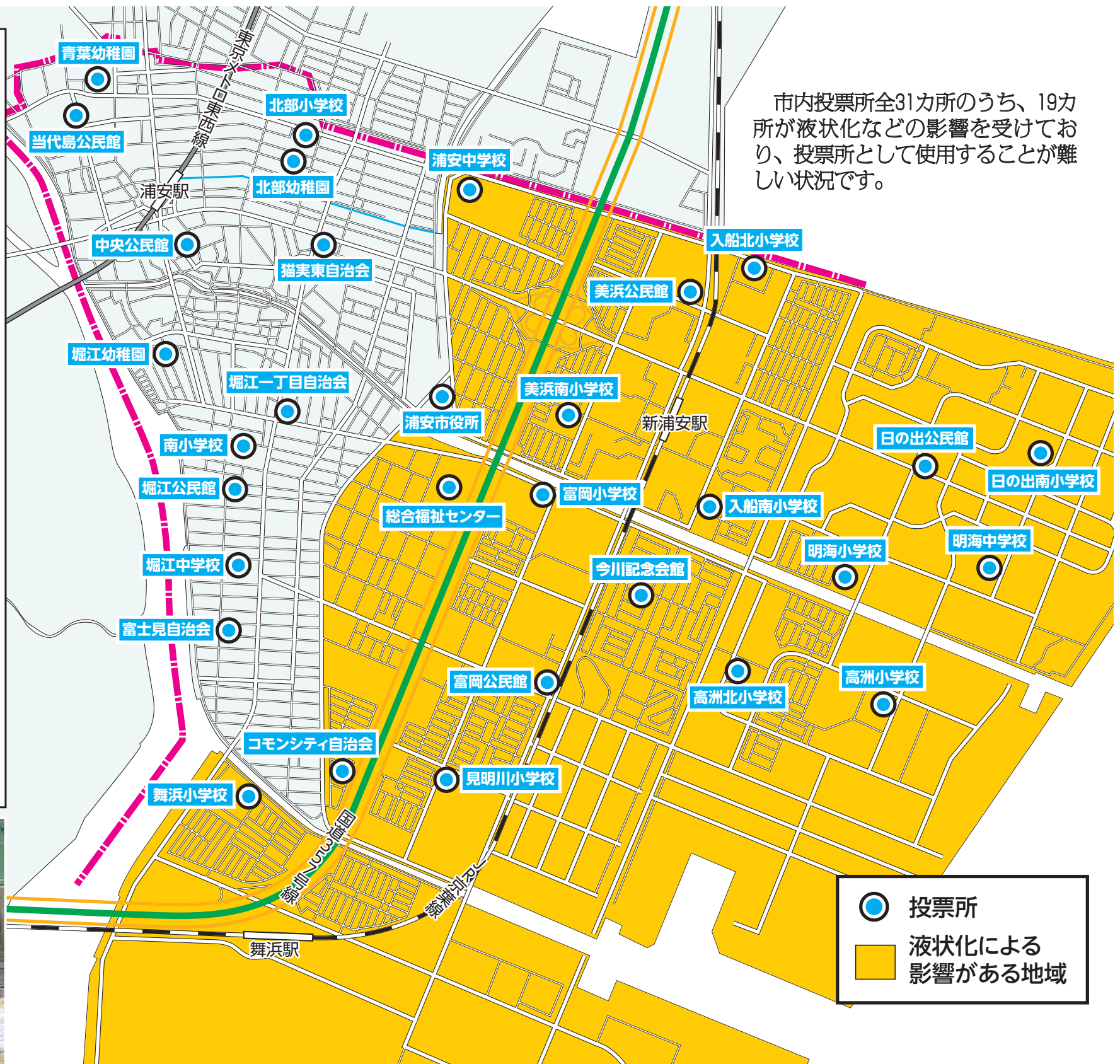
- 千葉県選挙管理委員会委員長が総務大臣に対し、浦安市は選挙事務を適正に行うことは不可能ではない旨を回答

3月23日

- 統一地方選延期特例法第1条第1項の規定による選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村としての指定がされないことへの抗議書および追加指定することを求める要望書を、総務大臣と千葉県選挙管理委員会委員長に提出
- 浦安市自治会連合会から、千葉県選挙管理委員会委員長に、統一地方選延期特例法第1条第1項の規定による総務大臣の指定対象に浦安市を加えていただくことについての要望書を提出

3月24日

- 千葉県選挙管理委員会委員長から、統一地方選挙の執行を求める文書が、浦安市選挙管理委員会委員長に到達
- 上記文書に対し、統一地方選延期特例法第1条第1項の規定による選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村として指定を求める要望書を、再度、千葉県選挙管理委員会委員長に提出



選挙期日の延期を求める基本的な考え方

浦安市で、選挙期日の延期を求めるのには、次の理由があります。これは、統一地方選延期特例法第1条で定めている「今回の地震の影響のため選挙を適正に行うことが困難と認められた市町村」とあるとおり、浦安市は「適正な選挙の執行」が困難であると判断したものです。

○有権者と候補者の安全が確保できない

住民に保障される選挙権・被選挙権は憲法上保障される重要な権利ですが、それは当然、候補者の選挙活動と有権者の投票活動が安全な環境で行われることが大前提です。

しかし浦安市は、市内の大部分で道路の陥没、家屋倒壊の危険など多大な被害が生じており、候補者が安全な環境で選挙活動を行うことができず、また、市内の大部分の公共施設が、液状化などの影響を受けていたり、避難所や給水所として機能していたりするため、安全な投票所・開票所を確保することができません。

○正常な投開票を行うことは、物理的に不可能

多くの公共施設が被災しているなか、利用可能な公共施設は、避難所や給水所などの復旧活動拠点となっているため、物理的に投開票のための会場を確保することができません。

また、震災対応は、急な余震、停電、道路陥没、家屋倒壊などの状況により、求められる対応が刻々と変化し、それに応じて人員配置を柔軟に対応する必要があります。したがって、投開票のために要する人員配置が不安定にならざるをえず、投開票事務が遅延し、あるいは機能しなくなる可能性が高い状況です。

○有権者が適正な判断をすることができない状況ではない

住民に保障される選挙権は、住民自治を果たすための、憲法上の重要な権利です。有権者が適正な情報を得て、かつ、その情報を踏まえた熟考期間があって初めて、選挙権は有効に行使されるものです。

しかし、浦安市は、家屋、ガス、上下水道、道路など多大な被害が生じており、自らの身の安全とライフラインの確保すらままならない市民がたくさんいる状況です。そうした状況で、有権者が適正な情報と熟考期間を確保することは非常に困難です。

○候補者が十分な選挙活動を果たすことができる状況ではない

候補者に保障される被選挙権も憲法上の重要な権利です。この被選挙権は、候補者が地域の状況を踏まえた政策を考え、その政策を広く有権者に訴える環境が整ってはじめて実現されるものです。

しかし、浦安市は甚大な被害を受けていることから、仮りに浦安市民が立候補を望んだとしても、自らの身の安全とライフラインの確保すらままならない状況であり、中・長期的な政策を考え、それを広く訴えかけることは難しく、とても候補者としての活動ができません。また、戸建住宅では、倒壊の危険性のある住宅、傾いている住宅、液状化現象により流出した土砂などが敷地に堆積している住宅などが数多く残っており、被害を受けた市民の多くが市域外の親類を頼り、一時避難をしている現状では、候補者が自らの政策を有効に伝えることもできません。

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律とは

平成23年東北地方太平洋沖地震により著しい被害を受けた地域の地方公共団体において、22年11月に成立した「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」の規定により23年4月に予定されている統一地方選挙の期日を、6カ月を超えない範囲内において延期するなどの措置を講ずるものです。



舞浜地区④と東野地区⑥

